

農業委員会定例会 7月

1. 開催日時 令和6年7月19日 午後2時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 6番委員、7番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 非農地証明願承認について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長

ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長

会長あいさつ

それでは早速でございますが、座って進行させていただきます。本日の議事録署名人ですが、8番委員、9番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番から3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 238 m² について

2番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 242 m² について

3番は、[]在住の[]、[]在住の[]所有の

[] 畑 343 m² について

[]の[]が譲り受けるための申請となっております。

[]は、平成30年4月に設立された法人であり、本町では初めて農地を取得することになりますので、まず農地を所有できる法人かどうかご確認いただきたいと思います。

本日配布している資料1と資料2を使いますのでお手元をお願いします。

まず、資料1をご覧ください。

農地を所有できる法人については、「農地所有適格法人」といいます。

農地を所有できる農地所有適格法人の要件については、資料にあるとおり、大きく4つの要件があります。

まず、1つ目が法人形態で株式会社（株式非公開会社に限る）及び持分会社、農事組合法人となっています。

2つ目として、売上高の過半が農業であることです。また、農産物の販売・加工等も農業の売上高に含まれます。

3つ目が構成員・議決権要件で株式会社の場合は、株主についての要件となります。資料の右側の要件をご覧ください。農業関係者（農業の常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）が株式の総議決権の1/2を超えることが必要です。その裏を返すと、農業関係者以外でも1/2未満であれば株主になることができるようになっています。

最後に、役員要件として、役員の過半は、農業の常時従事者であること（畑での農作業以外に農業者の労務管理や販売、加工等の農業に関する作業ものも含まれる。）、さらに役員または、重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事することとなっています。

このことを踏まえて[]の要件を確認します。

資料2をご覧ください。

まず、法人の形態は、[]は[]の形態であり問題ありません。

次に、事業要件の売上高の過半が農業であることについては[]の事業は全て農業であり問題ありません。

次に構成員要件ですが、[]の株主の総議決権数は、[]で、このうち農業関係者は、[]となっており、総議決権の[]が農業関係者であることから問題ありません。

最後に役員要件ですが、[]の役員は、[]、[]、[]、[]で全員が農業に常時従事する構成員であること、また、4名ともに農作業に規定日数（60日）以上従事することから問題ありません。

以上のことから、[]は農地所有適格法人の要件を満たしているものかと思います。

補足しますと、[]では、[]で土地を所有権移転した実績があるということで[]でも要件満たしているということで、確認取ってます。経緯から言いますとこの[]の方が、要は、土地を処分したいというお話で、[]は、おそらく[]ということで、先方さんの方には1年ぐらい前からご相談が弁護士さんを通じてあったんですけども、[]が買うことは難しいですよということはお説明をさせていただいたんですけども、ちょっと私の方も、[]についてはちょっと存じ上げなかったんですが、[]の方からこの売買のご相談が、最終的に、町の方に来てましたので、それは[]でもやっているということでしたので、別に申請してくださいということででてきた次第でございます。

議長

ただいま、事務局から農地所有適格法人の要件について説明がありました。何か意見等がありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようですので[]は農地所有適格法人の要件を満たしているものとします。 引き続き、議案第1号の1番から3番について事務局から説明をお願いします。
事務局	引き続き議案の説明をします。申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	今までも[]がお世話をしていた畑ですので、[]がきちっと終わっておりまして、管理もできていたように思いますので、問題ないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、[]在住の[]所有の[]畑 314 m² について[]の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、欠席ですが何かありますか。

事務局	場所的には、[REDACTED]でございます、図面の方を見ていただいたらわかるんですけども[REDACTED]が、[REDACTED]の農地を[REDACTED]が所有しております、そちらを買うということなので、[REDACTED]ということになるかと思しますので、特段問題ないかと思えます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 765 m² [REDACTED] 畑 217 m² の計2筆982 m²について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	[REDACTED]に話を聞いたところ、40年ぐらい前までは[REDACTED]を作ってたらしいんですけど、もう全く山となっていて、非農地でお願いしたいということで、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

とします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 274 m²

[] 畑 594 m²

の計2筆871 m²について

[]の[]が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

また、更新なんですけれども、もともとは[]が、借りてたんですけれども、[]が引き続き借りるということでこの更新となります。

議長

はいこの件については私のところでございまして、継続で[]を作られておって、見に行っても、まあまあそこその感じでやられておりました。これからも引き続きやっていただけるものということでありがたいなと思っております。この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 1,747 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって

います。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい農地機構を介してということなんで現場だけ確認をして参りました。道に近いところはまだ何も終わってないような状況ですが奥には[REDACTED]があってということで、別段問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED] 畑 1,446 m² について
4番は、神奈川県在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED] 畑 1,597 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 [REDACTED]が元々やってみたいですが、高齢で出来ないところ、[REDACTED]

がやってくれているので問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、 在住の 所有の
 田 487 m²
 田 551 m²
の計2筆1,038 m²について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 現場確認しましたところ、 がすでに植わっていて、継続という形なので、綺麗に管理もされているので問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番から10番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

6番は、[]在住の[]所有の

[] 田 941 m²

[] 田 871 m²

の計2筆1,812 m²について

7番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 571 m²

[] 畑 425 m²

[] 畑 1,009 m²

の計3筆2,005 m²について

8番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 694 m² について

9番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 423 m²

[] 畑 1,317 m²

[] 畑 1,080 m²

の計3筆2,820 m²について

10番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 975 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。

申請地では、6番が[]、7番から10番が[]を栽培する計画で、期間は10年間の6番が使用貸借、7番から10番が賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員

（6番の）[]はハウスなんですけど、ハウスの補修は、必要なようです。あと本人が頑張ってくれると期待しております。

10番委員	■■■の方で■■■は■■■という方が持っておられるんですけど、今年の冬、まだ2メートルぐらいの草が生い茂って、それ■■■で、雑木林になるな言うて切ったところが、お借りいただけるみたいで、他4つの番地は、もうすでに■■■植わってて、全部、■■■綺麗に植わっております。この間も、肥料をやったみたいなんで、遊休農地が1つ解消できて、助かります。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
専門員	(■■■の借受地が) 大分増えてまして、次回も、また2つでほど申請がありまして、それを合わせますと機構を通して、賃貸借、使用貸借合わせて、■■■になる予定です。 なのでこれ以上は借りないように私の方は、ちょっと伝えております。 あと追加説明で、6番の■■■んの分ですけど、こちら使用貸借、要するに、無償となっておるんですけども、農地機構が借りる場合は、農地の賃料だけしか、取り扱いができないということで、上にビニールハウスがあります。それも合わせて支払いはできませんので、農地は農地、施設は施設の使用料とするか、それとも合わせての支払いがいいか、ちょっとお2人で相談していただきました。 でも合わせての支払いがいいということで、農地機構としてはもう、賃料の取り扱いをせずに、地代と施設代合わせた分を、もう、お2人の間で支払いするように、お話をしていただきたきまりましたので、建前上は使用貸借で無償とはなっておるんですけども、現実には、賃貸借です。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。 続いて、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、■■■の■■■の農業経営改善計画認定の申請となっております。■■■はこの度、香川県の認定を受けようとするための申請となっております。

本計画作成にあたっては、普及センターの指導を受け作成したものとなっています。

それでは、計画について説明します。〇〇は〇〇を栽培しております。

経営改善の方向の概要としては、小豆島町においては、耕作放棄地を借入れて、地域の活性化に努めており、土庄町においても同様の活動を実施して、借入地を拡大します。また、土庄町役場等から、借入地の拡大に向けて、情報収集を継続的に行うとのことです。

目標所得は〇〇、目標労働時間は〇〇となっています。現在は、〇〇で〇〇生産していますが、5年後は〇〇で〇〇を生産する計画となっています。

生産方式の合理化について、農用地では、持続性を高めるため、自社で有機肥料を作り、減農薬・無化学肥料で栽培している園地を保有しており、これらの取り組みの継続と、減農薬・無化学肥料園地の拡大を図ります。また、所有地に限っていた園地を借入地までに広げるとのことです。

経営管理の合理化については、経理システムを導入し、複式簿記に基づき、青色申告を実施しています。更に経営管理の合理化を図るとともに、社員の経営管理能力の向上も図ります。また、普及センター等が主催する経営改善研修会等に積極的に参加します。

農業従事者の態様については、収穫・加工の時期に労力が集中しているため、繁忙期はアルバイトやシルバー人材センターなどの季節労働力を確保します。また、ハローワークやSNSを活用して、積極的な募集活動を実施します。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 協議する。

議長 協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。
続いて、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2 番は、[] の [] の農業経営改善計画認定の申請となっております。[] は 1 回目の更新となります

本計画作成にあたっては、普及センターの指導を受け作成したものとなっています。

それでは、計画について説明します。[] は、[] と [] を栽培しております。

経営改善の方向の概要としては、今年度にかがわ園芸産地生産力強化対策事業を実施します。目標所得は []、目標労働時間は [] となっています。現在は、キクを [] で []、メロンを [] で [] 生産していますが、5 年後はキクを [] で []、メロンを [] で [] 生産する計画となっています。

生産方式の合理化については、頭上灌水の導入により、効率よく作業するし、現状は 4 棟導入済みで、令和 6 年に 5 棟導入予定です。

経営管理の合理化については、現状、赤菊の周年出荷により西日本の市場で一番の赤菊の産地となっており、今まで以上の品質で、出荷の穴をなくすことで、他産地の追随を許すことなく、1 番の産地を維持し続け、安定した高単価を出していきます。

農業従事者の態様については、現状日本人従業員が 1 名で、まだまだ 1 人で仕事を任せられるレベルではなく、また自身が独立就農を目指しているため、自社に定着が難しい状況です。今後は、日本人従業員を雇い、育て、やがては事業継承できるような人材を作っていきたいです。そのために比較的高収入で募集をし、面接を通じて入口でしっかり見極め、将来を見据えた人物を雇っていきたいです。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

協議する。

議長

協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

ご審議ありがとうございました。

2つの会を経て3つ目の会で定例会を開催しましたが、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。

もう聞き飽きだと思いますが、非常にもう暑いんでお体にお気をつけいただきたいと思います。

この殺人的な暑さをともに乗り越えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうもお疲れ様でございました。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後3時00分

議 長 会長

議事録署名人 8 番

議事録署名人 9 番

